

全員協議会資料

東京事務所の移転について

平成 22 年 12 月 22 日
商 工 観 光 部

1 経過

当市東京事務所は、平成 7 年 6 月に千代田区有楽町の大雅ビルに開設し、その後、平成 19 年 4 月に岩手県の行政財産使用許可を得て、千代田区永田町の県東京事務所旧宿泊棟に移転した。

内閣府では、内閣官房・内閣府組織の分散解消等を図る庁舎整備事業の実施にあたり、岩手県に対して、県東京事務所の敷地の売却の要請を行い、県は売却を受け入れる方向で来年の県議会 2 月定例会に予算議案を提出するスケジュールとしている。

これに伴い、県東京事務所が移転した場合、県は当市との行政財産使用許可の継続を不能としており、内閣府からは当市に対して、市東京事務所移転の要請及び損失補償協議があつた。

(これまでの経過)

- ・平成 7 年 6 月 1 日 千代田区有楽町の大雅ビルに東京事務所開設
(88.15m² : 年間賃料10,313千円)
- ・平成 19 年 4 月 1 日 千代田区永田町の岩手県東京事務所旧宿泊棟へ移転
(119.64m² : 年間賃料2,805千円)
- ・平成 21 年 12 月 18 日 内閣府から岩手県へ県東京事務所敷地の売却要請
- ・平成 22 年 10 月 29 日 内閣府から当市へ市東京事務所移転の要請及び損失補償協議

2 国の計画

内閣府では、現在 15箇所に分散している内閣官房・内閣府組織の解消等を図るために、中央合同庁舎第 8 号館及び別館を整備することとし、周辺用地の取得を進めている。

- ・平成 23 年度 中央合同庁舎第 8 号館建設着工予定
- ・平成 26 年度 中央合同庁舎第 8 号館別館建設着工予定

3 移転費用

内閣府が「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に基づき、移転に伴う費用として当市に補償するものであり協議中である。

4 移転先

現事務所の立地条件・利便性から、国関係の建物に近く県東京事務所、他都市東京事務所との協力・連携が容易で情報が得られやすく、各方面への移動等が効率的な場所と考えられる千代田区内に所在する日本都市センター会館（平河町）、全国都市会館（平河町）、市政会館（日比谷公園）を移転先候補として協議中である。

5 今後のスケジュール（予定）

- ・平成 23 年 3 月議会に予算議案提出
- ・平成 23 年 3 月末に内閣府と補償契約締結
- ・平成 23 年 9 月末までに移転

(参考)

岩手県東京事務所の移転先（検討中）

- ・所長及び総務行政部職員は東京事務所分室（都道府県会館、千代田区平河町）へ
- ・企業立地担当職員は銀河プラザ（中央区銀座）へ

岩手県のスケジュール（予定）

- ・平成23年2月議会に予算議案提出
- ・平成23年3月末に内閣府と契約締結
- ・平成23年10月に移転、建物解体撤去着手
- ・平成24年3月に用地引渡し